

○宍粟市少子化対策事業助成条例

平成19年 3月14日 条例第9号

改正

平成20年 3月12日 条例第8号  
平成23年 3月11日 条例第11号  
平成24年 3月14日 条例第12号  
平成25年 3月26日 条例第13号  
平成25年 6月27日 条例第20号  
平成26年 3月10日 条例第8号  
平成27年 3月12日 条例第14号  
平成28年 9月13日 条例第39号  
平成31年 3月11日 条例第9号

宍粟市少子化対策事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、少子化に対処するための施策（以下「少子化対策事業」という。）を行い、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、未来に夢と希望がもてる宍粟市の実現を図ることを目的とする。

(少子化対策事業)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 乳幼児等医療費助成事業
- (2) 特定不妊治療費助成事業
- (3) 地域の教育力を高めるまちづくり事業
- (4) 子育て世代への宅地分譲事業
- (5) 妊婦健康診査費助成事業
- (6) ブックスタート事業
- (7) 妊産婦にやさしい環境づくり事業
- (8) 不育症治療費助成事業

2 少子化対策事業の目的、対象者及び補助又は助成の額等は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(波賀町子育て支援金支給条例の廃止)

2 波賀町子育て支援金支給条例（平成15年波賀町条例第7号）は、廃止する。

(千種町花嫁祝金支給条例及び千種町子宝誕生祝金支給条例の廃止)

- 3 千種町花嫁祝金支給条例(昭和61年千種町条例第4号)及び千種町子宝誕生祝金支給条例(平成6年千種町条例第8号)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 附則第1項ただし書に規定する日の前日までに、廃止前の千種町花嫁祝金支給条例及び千種町子宝誕生祝金支給条例の規定により支給決定のあった祝金については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月12日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月11日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市少子化対策事業助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月14日条例第12号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月27日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた、この条例による改正前の宍粟市少子化対策事業助成条例による乳幼児等医療費助成事業の対象となる医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月10日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市が交付した母子健康手帳に係る妊婦の健康診査に要する費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月12日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表妊婦健康診査費助成事業の項の改正規定は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた、この条例による改正前の宍粟市少子化対策事業助成条例による特定不妊治療費助成事業の対象となる特定不妊治療に要する費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月13日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月11日条例第9号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	目的	対象者	補助又は助成の額等
乳幼児等医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、医療費を助成する。	出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、規則で定める要件を満たすものとする。	対象者の疾病又は負傷について医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額を助成する。
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、当該夫婦が実施する特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。	宍粟市に住所を有する婚姻している夫婦で、規則で定める要件を満たす者とする。	兵庫県特定不妊治療費助成事業実施要綱（以下「県要綱」という。）の規定による指定医療機関で受けた保険外診療の特定不妊治療に要した費用のうち、県要綱に基づく1回当たりの助成額を控除した額を助成する。ただし、その額が10万円を超えるときは10万

			円を限度とする。
地域の教育力を高めるまちづくり事業	市内の自治会等が行う地域で子どもを守り育てる活動事業に対し助成する。	自治会等	規則で定める必要経費を助成する。ただし、10万円を限度とする。
子育て世代への宅地分譲事業	子育て世帯の定住化促進を図るため、宍粟市千種町河呂宇宝谷地区の宅地分譲について、購入価格の一部を助成する。	18歳未満の子どもを養育している者で規則で定める要件を満たす者とする。	宅地分譲価格の100分の10を助成する。ただし、50万円を限度とする。
妊婦健康診査費助成事業	妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう、妊婦健診（母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項の規定に基づく妊婦の健康診査をいう。以下同じ）に要する費用を助成する。	宍粟市に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた者で、規則で定める要件を満たす者とする。	妊婦健診（規則で定めるものに限る。）に要した費用を妊娠全期を通じて14回まで助成する。ただし、9万3千円を超えない範囲内で規則で定める額を限度とする。
ブックスタート事業	本に触れていくきっかけづくりを行い、情緒豊かな宍粟市民を育て、親子のスキンシップをより一層深めるため、絵本を配布する。	宍粟市に住所を有する10か月児健康相談を受ける子及びその保護者とする。	10か月児健康相談時にブックスタートパック（絵本、説明パンフレット等）を配布する。
妊産婦にやさしい環境づくり事業	マタニティマークを通じ、市民一人ひとりの子育てを応援する意識を高め、妊産婦にやさしい環境づくりの推進を図る。	宍粟市に住所を有する母子健康手帳の交付を受ける者とする。	母子健康手帳交付時にマタニティマーク、マタニティプレート等を配布する。
不育症治療費助成事業	不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減	宍粟市に住所を有する婚姻している夫婦で、	対象者が医療機関で受けた不育症の治療等に

	し、当該夫婦が実施する不育症の検査及び治療（以下「治療等」という。）に要する費用の一部を助成する。	規則で定める要件を満たす者とする。	要した費用のうち、1年度30万円を限度とし、規則で定める治療等に要した費用を助成する。
--	---	-------------------	---